

# パブリックコメント案件概要

案件名：(仮称)尼崎市パートナーシップ宣誓制度の策定について

## 1. 施策の概要

市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、性的マイノリティの方々への社会的理解や性の多様性を尊重する取組みが広がることを目的とし、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、たがいをパートナーとする宣誓を行ったことに対して受領証を交付する。

## 2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

本市においては「まちづくり基本計画」を策定し、平成30年度からは「後期まちづくり基本計画」がスタートし、「互いの人権を尊重し、ともに生きるまち」を施策の展開方向に掲げ、自分らしく生き、その個性と能力を十分に発揮できるまちを目指しており、第3次男女共同参画計画においても、「性の多様性に配慮した人権の尊重」の方針掲げ、性の多様性について理解を深めるための啓発等に取り組んできた。また、他都市の制度導入や民間企業のサービスなどの取組が広がっており、本市においても、性的マイノリティの方からパートナーシップ宣誓制度導入を求める声が寄せられている。

## 3. 目指す姿・対応策など

当制度を導入し、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性や互いを認め合う社会の実現に努めるとともに、自己実現に向けて生きる力や喜びが感じられる「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現を目指し、市民の理解と協力を求めていく。

## 4. 施策の対象範囲・期間など

対象：市民等

期間：令和元年度から

## 5. 市民意向調査の概要(ステップ1、2省略の場合はその理由)

令和元年8月2日から8月20日までの間、市ホームページ上で「市民意見聴取に係る施策の概要」及び「政策形成プロセス計画書」等を公表し、意見を募集した。

## 6. 施策の検討経過

### (1) 素案検討過程での主な論点

男女共同参画審議会では、居住要件等の申請者の要件、証明書の返還に関する要件を中心として議論を行った。

### (2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

男女共同参画審議会では、居住要件等の申請者の要件、証明書の返還に関する要件の論点について議論し、証明書の返還要件については、基本的に一方が転出する場合でも証明書を返還していただくこととするが、やむを得ない事情で一方が一時的に転出する場合には、一定の配慮が必要との議論があった。

## 7. 今後のスケジュール

令和元年9月25日から10月15日 パブリックコメント募集

令和元年11月 パブリックコメントで寄せられた意見を考慮し、制度案の策定

令和2年1月 パブリックコメント募集結果の公表・制度案の成案及び制度導入

## 8. 添付資料

(仮称)尼崎市パートナーシップ宣誓制度について<概要案>

(仮称)尼崎市パートナーシップ宣誓制度の手引き<案>

## 9. お問い合わせ先

総合政策局協働部ダイバーシティ推進課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館7F

電話番号06-6489-6658 ファクス(FAX)06-6489-6661

メールアドレス(Eメール) ama-danjo@city.amagasaki.hyogo.jp